平成２２年（フ）第１７６号
秋田県男鹿市船川港船川字柳沢１番地４　柳沢団地76―１―４
債務者　安田　良孝
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５号
福島市笹谷字佐場野古屋31番地の１　チェリーハイツ笹谷103
債務者　菅野　敬子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１１８号
茨城県土浦市天川２丁目６番51号
債務者　横須賀　勝
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２２号
茨城県稲敷郡美浦村大字信太291番地５
債務者　埜口　浩美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４号
茨城県土浦市並木１丁目13番46号　セゾン並木103
債務者　長谷部由次
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４０号
茨城県土浦市木田余西台２番９号
債務者　髙野　貴子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２号
茨城県古河市女沼1635番地１　レモンピールＡ202、前住所茨城県古河市女沼８番地１コーポひまわりＡ―103号
債務者　櫻井裕美子（旧姓淵岡）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３７号
千葉県茂原市千町1657番地７
債務者　秋山　裕之
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
千葉県茂原市東郷838番地　ハイツマリオン２―Ｅ
債務者　飯高　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
千葉県茂原市早野1341番地３　坂本方
債務者　森井千鶴子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
千葉県茂原市小林3702番地37　フィオーレⅢ102号室
債務者　遠藤　千春
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
千葉県茂原市緑ケ丘３丁目28番地23
債務者　日高　悦子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
千葉県茂原市茂原89番地５
債務者　鈴木　洋之
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
石川県河北郡内灘町字緑台１丁目306番地１ヴィラ・サンライズ緑台203号、申立時の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎３丁目22番地
債務者　長谷川裕美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１４３号
金沢市泉野出町３丁目14番25号
債務者　大谷　昭美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５２号
石川県河北郡内灘町字向粟崎１丁目136番地12
債務者　山田　英嗣
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５４号
金沢市馬替３丁目148番地、従前の住所石川県能美市湯谷町ト95番地５
債務者　表　　幸弘
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
金沢地方裁判所